

網戸小学校跡地利用に関する提言書

令和7年3月

網戸小学校跡地利用検討懇話会

1. はじめに

- 長きにわたり子どもたちを見守り、地域の皆さまから大切にされてきた学び舎である網戸小学校は、令和7年度の乙女小学校との統合に伴い閉校となる。
- 「網戸小学校跡地利用検討懇話会」では、小山市学校跡地利用基本方針の学校跡地利用の基本的な考え方の1つである、「学校は、地域との関わりも深く、住民の学び、スポーツ活動等の場として、地元の核となってきた施設であり、住民にとっては、地域コミュニティを支える中心的な場所でもある。学校がこのような役割や機能を担ってきたという経緯を踏まえ、跡地利用に当たっては、地域の意向に配慮した活用を行う。」という考えを尊重し、網戸小学校の跡地利用について、アンケートの実施、先行事例の視察、計5回にわたる会議を開催するなど、地域意向を踏まえた有効な活用方法について検討してきた。
- 田園環境都市おやまビジョン(生井地区)、都市計画法、公共施設マネジメント等を踏まえ、検討してきた。
- この提言書は、本懇話会での検討内容を整理し、報告と提言をするものである。

2. 網戸小学校跡地利用について

網戸小学校跡地利用について、次のとおり取りまとめたので、小山市におかれては、今後の参考とされたい。

(1) 提言

網戸小学校の敷地・施設が広いことから、一つの利用にとらわれず、網戸地区及び小山市の課題解決につながる複合的な利用を検討すること。

(跡地利用の目的)

- ・網戸地区の課題解決(高齢化が進み、コロナ禍で希薄化した地域コミュニティを構築する場・地域の活性化を図るため、網戸地区の外からも人が集まる施設等)
- ・小山市の課題解決(不登校児童等の居場所づくり、子どもと地域の高齢者の交流が生まれる施設等)

(跡地利用に求める機能)

- ・高齢者が集まることのできる機能¹
- ・子どもの居場所となる機能²
- ・地域コミュニティの核となる機能³
- ・校庭・体育館を活用した運動や健康づくりができる機能⁴
- ・網戸地区の外からも人が集まる機能⁵

(2) 附帯意見

- ・網戸小学校の跡地利用が決定するまでの期間の市民への貸出を検討するとともに、施設の適切な維持管理を行うこと。
- ・閉校後の学校跡地については、今後も地域で利用していくことを考慮し、自治会やボランティア団体と協力して校舎・校庭等の環境美化(清掃・雑草処理等)を図ること。

(跡地利用に求める機能の主な事業例 ※懇話会で挙げた意見を参考)

¹ いきいきふれあい事業、シルバーサロン事業 等

² フリースクール、放課後の遊び場 等

³ カフェ、自由に使えるフリースペース 等

⁴ ジム、グラウンドゴルフ 等

⁵ スケートボードパーク、BBQ 会場、イベント会場 等

3. おわりに

本提言書は、網戸小学校跡地利用について、地域の代表者等の委員の総意として取りまとめたものです。

長きにわたり地域の皆様に大切にされてきた網戸小学校の跡地利用が地域及び小山市にとって有効なものとなるよう、アンケート等で地域住民等の声を集め、慎重に検討を行ってまいりました。

網戸小学校は浸水想定区域に位置しており、学校跡地利用にあたっては、様々な障壁があるものと理解しております。

しかしながら、市におかれましては、学校跡地利用の可能性、また、未来の網戸地区及び小山市のため、跡地利用の実現に向けた具体的な検討をし、地域課題の解決につながることを期待しております。

なお、本提言書は、網戸小学校跡地利用の方向性を示すものであり、細部については言及しておりません。今後の跡地利用の具体的な検討においても、地域住民等の声を聞きながら、進めていただきますようお願いいたします。

網戸小学校跡地利用検討懇話会

会長 町田 哲男

4. 資料編

(I) 網戸小学校跡地利用検討懇話会の検討経過

令和6年4月23日	令和6年度第1回網戸小学校跡地利用検討懇話会 (内容) ・網戸小学校跡地利用に係る前提条件の整理 ・網戸小学校跡地利用アンケートの実施について
令和6年6月1日 ～令和6年6月14日	網戸小学校跡地利用アンケート (内容) ・網戸地区住民(全戸配布) ・無作為抽出市民1,000人 ・その他(ホームページ等からの回答)
令和6年8月23日	令和6年度第2回網戸小学校跡地利用検討懇話会 (内容) ・網戸小学校跡地利用アンケートの結果 ・学校跡地利用先行事例の紹介 ・網戸小学校跡地利用に係る基礎情報について
令和6年11月18日	網戸小学校跡地利用先行事例視察 (視察先) ・スマイルクラブ野口(旧野口小学校:日光市) 運営:株式会社 SMYLE 住所:栃木県日光市野口900 施設の概要:学童保育、ジム、カフェラウンジ、校庭の開放、体育館、教室等の有料貸出 ・真岡市フリースクール:(旧東沼小学校:真岡市) 運営:西真岡こどもクリニック 住所:栃木県真岡市東沼657 施設の概要:フリースクール、診療所、カフェ等を整備予定
令和6年12月10日	令和6年度第3回網戸小学校跡地利用検討懇話会 (内容) ・論点の整理について ・提言に係る各委員からの具体的な意見の収集 ・提言書の枠組みについて ・閉校後の網戸小学校の管理等について
令和6年12月25日 ～令和7年1月5日	(網戸小学校児童保護者)網戸小学校跡地利用アンケート (対象) 網戸小学校児童保護者 (目的) 令和6年6月に実施したアンケートで、網戸地区の若い世代の回答が少なかったことから、第3回懇話会で各委員から出た跡地利用案に対して、網戸小学校児童の保護者から意見をいただくことにした。

令和7年1月15日	令和6年度第4回網戸小学校跡地利用検討懇話会 (内容) ・各委員からの意見の取りまとめのフィードバック ・提言書(案)について
令和7年2月4日	令和6年度第5回網戸小学校跡地利用検討懇話会 (内容) ・提言書(最終案)について

(Ⅱ) 網戸小学校跡地利用アンケート結果

○ アンケート実施期間 令和6年6月1日～6月14日

○ アンケート回答数等

回答者区分	回答数	対 象	回答率
網戸地区(各世帯へ配布等を実施)	232	313世帯(人口791人) ^{※1}	74% ^{※2}
無作為抽出市民 1,000 人(通知郵送)	167	1,000 人	17% ^{※3}
その他(ホームページ等からの回答)	99	-	-
総 計	498	-	-

※1 小山市大字町丁名別世帯数および人口推計(令和6年6月1日現在)

※2 回答数232÷世帯数313で計算

※3 回答数167÷送付数 1,000 で計算

1 回答者の基本情報について

(1) 性別

	全 体	網戸地区
1 男性	271	124
2 女性	198	90
3 回答しない	18	7
未回答	11	11
総 計	498	232

(2) 年齢

	全 体	網戸地区
1 20代以下	29	3
2 30代	82	3
3 40代	69	15
4 50代	87	31
5 60代	99	65
6 70代以上	127	110
未回答	5	5
総 計	498	232

(3) 職業

	全 体	網戸地区
1 会社員・公務員・団体職員	230	50
2 自営業	36	22
3 農業	23	22
4 パート・アルバイト	47	27
5 学生	3	0
6 無職(退職者を含む)	92	65
7 主婦・主夫	40	24
8 その他	13	8
未回答	14	14
総 計	498	232

(4) お住いの大字等

1 網戸	網戸地区	147
2 檜木		42
3 生良		34
4 上生井		2
5 下生井		4
6 白鳥		1
7 小山市内在住で1～6以外の地域に在住		239
8 小山市外在住		20
未回答	網戸地区※4	9
総 計		498
内網戸地区		232

※4 網戸地区の各世帯への配布で回収されたもの

(5) 18歳未満の子どもの有無

	全 体	網戸地区
1 0人	378	189
2 1人	42	6
3 2人	44	10
4 3人	7	1
5 4人以上	5	4
未回答	22	22
総 計	498	232

(6) (5)で答えいただいた子どもの年齢(就学等の状況)

	全 体	網戸地区
1 3歳未満	13	0
2 3歳以上就学前	14	2
3 小学生	53	10
4 中学生	24	10
5 高校生相当の年齢	34	10
総 計	138	32

2 網戸小学校跡地について

(1) 網戸小学校跡地の望ましい利用について

※①～⑮のすべての設問について、「非常に望ましい、望ましい、望ましくない、非常に望ましくない」の4つの中から一つを選んでもらった。

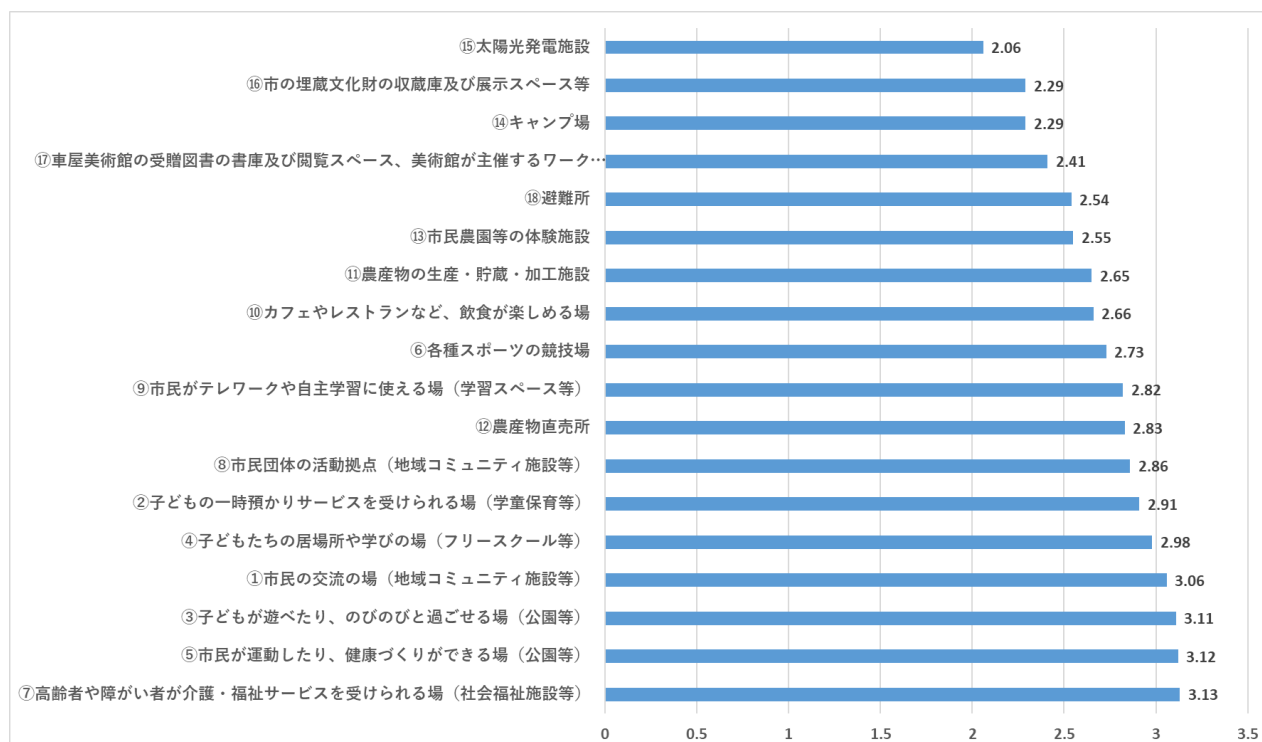
「非常に望ましい:4点、望ましい:3点、望ましくない:2点、非常に望ましくない:1点」とし、各設問の平均点を求めた。

2.5 点より大きければ「望ましい」とする傾向にあると考えられます。

(回答者全体)



(網戸地区)



※⑰は「車屋美術館の受贈図書の書庫及び閲覧スペース、美術館が主催するワークショップの開催スペース等」

○回答者全体の上位

- 1位 「③子どもが遊べたり、のびのびと過ごせる公園(公園等)」 3.20
- 2位 「⑤市民が運動したり、健康づくりができる公園(公園等)」 3.15
- 3位 「④子どもたちの居場所や学びの場(フリースクール等)」 3.00
- 4位 「①市民の交流の場(地域コミュニティ施設等)」 2.97
- 5位 「②子どもの一時預かりサービスを受けられる場(学童保育等)」 2.93

○網戸地区の上位

- 1位 「⑦高齢者や障がい者が介護・福祉サービスを受けられる場(社会福祉施設等)」 3.13
- 2位 「⑤市民が運動したり、健康づくりができる公園(公園等)」 3.12
- 3位 「③子どもが遊べたり、のびのびと過ごせる公園(公園等)」 3.11
- 4位 「①市民の交流の場(地域コミュニティ施設等)」 3.06
- 5位 「④子どもたちの居場所や学びの場(フリースクール等)」 2.98

(2) その他の学校跡地利用

(回答者全体)※網戸地区を除く

- ・不登校児童のためのフリースクール(真岡市等を参考)
- ・夜間中学校
- ・子どもの一時預かりサービス
- ・高齢者と子どもが触れ合える場
- ・障がい者就労支援事業所
- ・防災に関する施設
- ・公民館機能を持った複合施設
- ・ドッグラン
- ・コンサート、イベント会場(マルシェ等)
- ・道の駅
- ・図書館
- ・農業支援の拠点
- ・農業体験を絡めた宿泊施設
- ・農業研修施設
- ・民間企業の研究所
- ・網戸小の歴史がわかるものを展示
- ・体育館をトランポリンカフェ
- ・競輪場
- ・ドラマ等のロケ地
- ・建設発生土の受入用地
- ・芸術家などのアトリエ利用
- ・大型商業施設

(網戸地区)

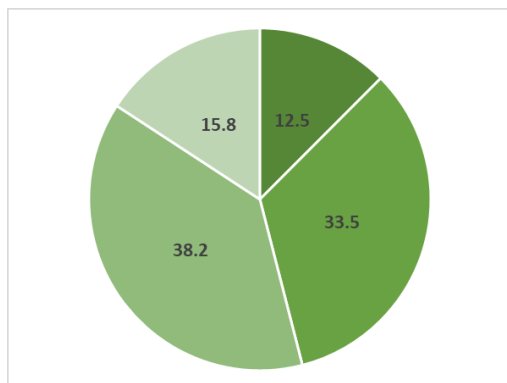
- ・防災に関する施設
- ・フリースクール
- ・障がい者のための施設
- ・高齢者のための施設
- ・大型商業施設
- ・カラオケ
- ・太陽光発電施設
- ・サイクリングやマラソンをする人の休憩所

3 民間事業者の導入の検討について

(1) 学校跡地の利用にあたって使いみちを限定しないで民間事業者を導入することについて

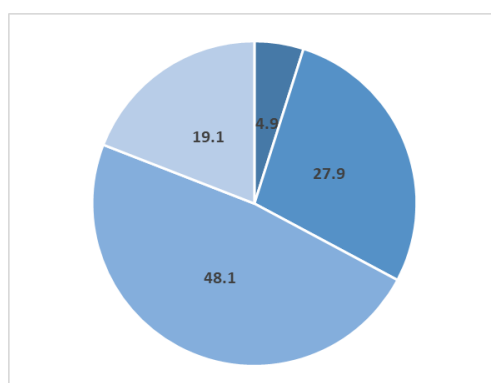
①民間事業者への売却

(回答者全体)



非常に望ましい	12.5%	(56件)
望ましい	33.5%	(150件)
望ましくない	38.2%	(171件)
非常に望ましくない	15.8%	(71件)

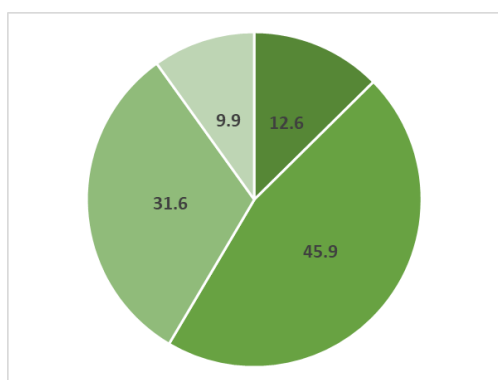
(網戸地区)



非常に望ましい	4.9%	(9件)
望ましい	27.9%	(51件)
望ましくない	48.1%	(88件)
非常に望ましくない	19.1%	(35件)

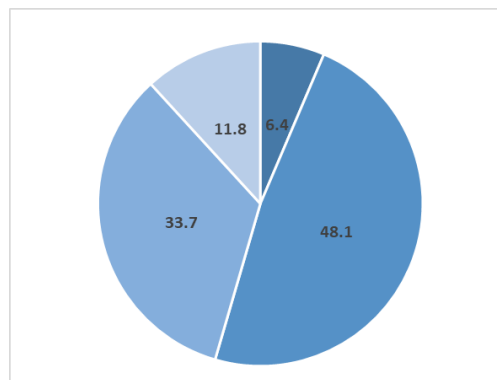
②民間事業者への賃貸借

(回答者全体)



非常に望ましい	12.6%	(57件)
望ましい	45.9%	(208件)
望ましくない	31.6%	(143件)
非常に望ましくない	9.9%	(45件)

(網戸地区)



非常に望ましい	6.4%	(12件)
望ましい	48.1%	(90件)
望ましくない	33.7%	(63件)
非常に望ましくない	11.8%	(22件)

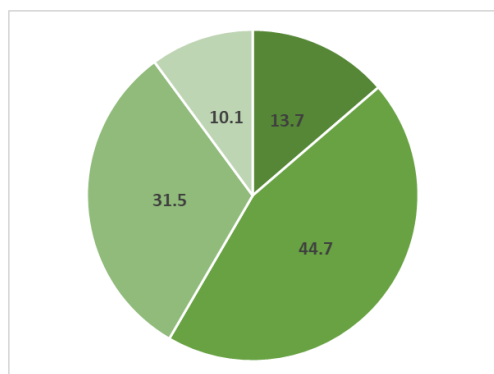
○使いみちを限定しない場合の民間事業者の導入について

- ・回答者全体、網戸地区ともに民間事業者への売却は望ましくない、賃貸借は望ましいとしている。
- ・網戸地区のほうが回答者全体よりも売却が望ましくないとしている。
- ・売却について「非常に望ましくない」、または、「望ましくない」と回答した方の割合
【回答者全体:54%、網戸地区:67.2%】
- ・賃貸借について「非常に望ましい」、または、「望ましい」と回答した方の割合
【回答者全体:58.5%、網戸地区:54.5%】

(2) 学校跡地の利用にあたって市が学校跡地の使いみちを限定した上で、民間事業者を導入することについて

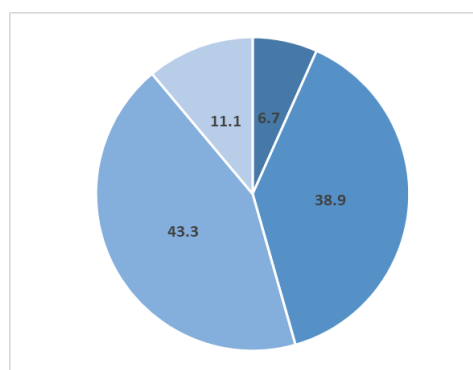
①民間事業者への売却

(回答者全体)



非常に望ましい	13.7%	(61件)
望ましい	44.7%	(199件)
望ましくない	31.5%	(140件)
非常に望ましくない	10.1%	(45件)

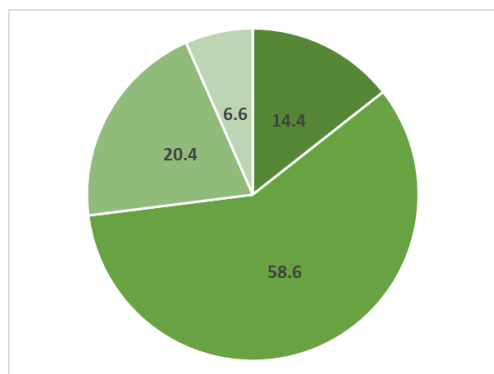
(網戸地区)



非常に望ましい	6.7%	(12件)
望ましい	38.9%	(70件)
望ましくない	43.3%	(78件)
非常に望ましくない	11.1%	(20件)

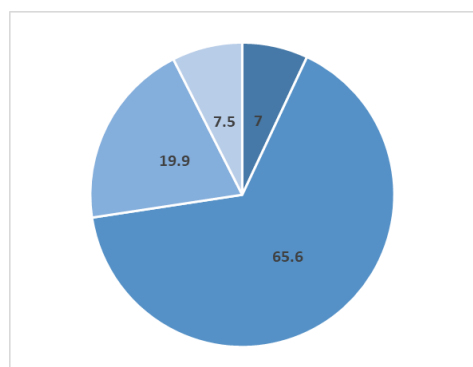
②民間事業者への賃貸借

(回答者全体)



非常に望ましい	14.4%	(65件)
望ましい	58.6%	(265件)
望ましくない	20.4%	(92件)
非常に望ましくない	6.6%	(30件)

(網戸地区)



非常に望ましい	7.0%	(13件)
望ましい	65.6%	(122件)
望ましくない	19.9%	(37件)
非常に望ましくない	7.5%	(14件)

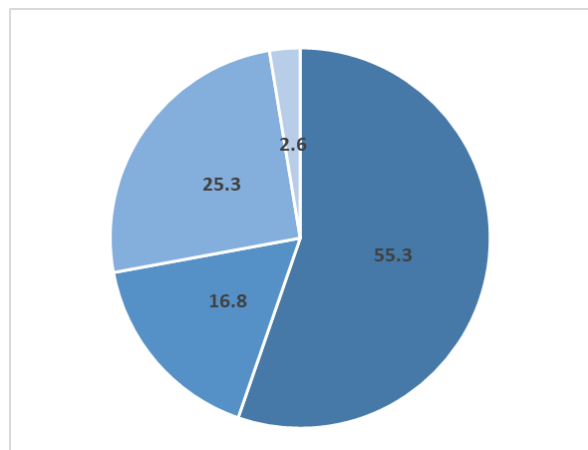
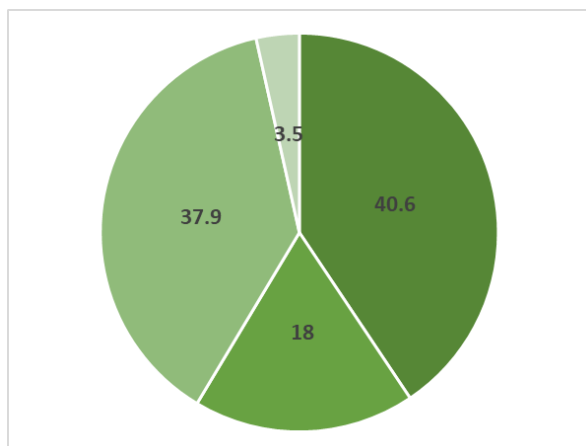
○使いみちを限定した場合の民間事業者の導入について

- ・回答者全体は、売却・賃貸ともに望ましいとしている。
- ・網戸地区は売却は望ましくないとしているが、賃貸借は望ましいとしている。
- ・使いみちを限定した場合の方が、回答者全体及び網戸地区において、売却・賃貸借ともに「非常に望ましい」、または、「望ましい」と回答した方の割合が増加している。
- ・売却について「非常に望ましい」、または、「望ましい」と回答した方の割合
【回答者全体:58.4%、網戸地区:45.6%】
- ・賃貸借について「非常に望ましい」、または、「望ましい」と回答をした方の割合
【回答者全体:73%、網戸地区:72.6%】

(3) 学校跡地に施設等が整備された場合の管理・運営方法について

(回答者全体)

(網戸地区)



1 市が管理・運営すべき	40.6%	(185件)
2 NPO(非営利体)等の団体が管理・運営すべき	18.0%	(82件)
3 民間事業者が管理・運営すべき	37.9%	(173件)
4 その他	3.5%	(16件)

1 市が管理・運営すべき	55.3%	(105件)
2 NPO(非営利体)等の団体が管理・運営すべき	16.8%	(32件)
3 民間事業者が管理・運営すべき	25.3%	(48件)
4 その他	2.6%	(5件)

(その他の意見)

- ・利用者が管理。
- ・施設整備に関係したところが管理。
- ・市以外が管理運営するのが望ましい。
- ・一番お金がかからない方法。
- ・使い道を限定する場合は市が、使い道を限定しない場合はNPO等や民間事業者が管理・運営を行う。
- ・使いみちを指定した上でなら、団体や事業者が運営し、指定ができないなら市が管理すべき。

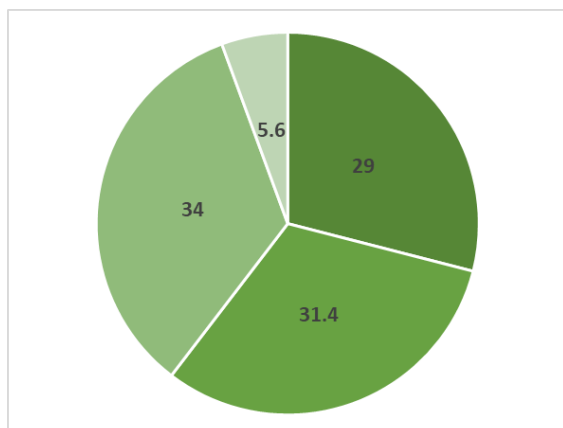
○跡地の管理・運営方法について

・網戸地区のほうが回答者全体よりも「1 市が管理すべき」の回答が多かった。

【回答者全体:40.6%、網戸地区:55.3%】

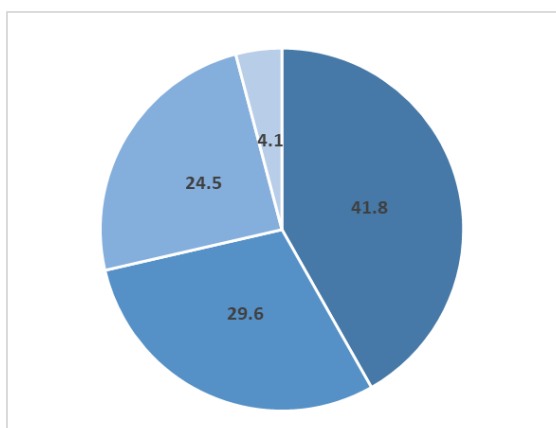
(4) 学校跡地に施設等が整備された場合の管理・運営に要する費用について

(回答者全体)



1 市が負担すべき	29.0%	(134件)
2 施設利用者が負担すべき	31.4%	(145件)
3 民間事業者が負担すべき	34.0%	(157件)
4 その他	5.6%	(26件)

(網戸地区)



1 市が負担すべき	41.8%	(82件)
2 施設利用者が負担すべき	29.6%	(58件)
3 民間事業者が負担すべき	24.5%	(48件)
4 その他	4.1%	(8件)

(その他の意見)

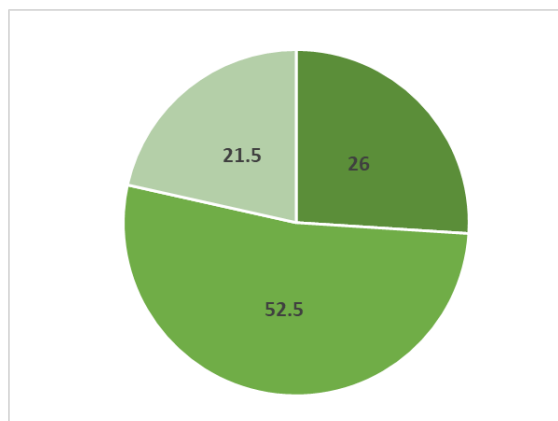
- ・市と民間で折半。
- ・市が基本的には負担し、一部を利用者が負担。
- ・施設管理者が負担。
- ・民間の負担は好ましくない。
- ・人口減少等の社会状況を考えると市での負担は無理だと考える。
- ・使い道を限定する場合は市が、使い道を限定しない場合はNPO等や民間事業者が費用を負担する。

○跡地の管理・運営の費用について

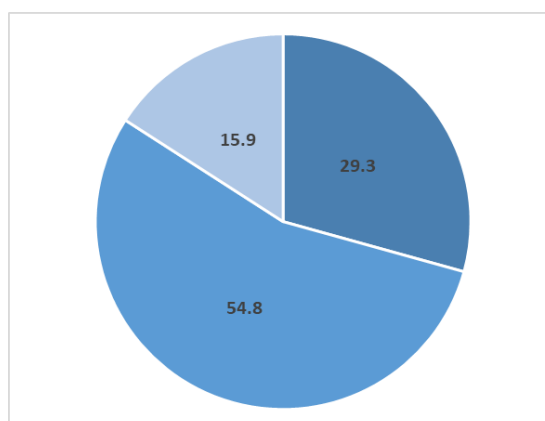
- ・回答者全体は、「3 民間事業者が負担すべき(34%)」の回答が1番多かった。
- ・網戸地区は、「1 市が負担すべき(41.8%)」の回答が1番多かった。

4 その他

- (1) 地域を継続的に活性化させるためには、特にどのような人が集まる施設等にすれば良いと思うか
(回答者全体) (網戸地区)



- 1 地域の人々 26.0% (123件)
2 小山市内の人々 52.5% (249件)
3 小山市外の人々 21.5% (102件)



- 1 地域の人々 29.3% (61件)
2 小山市内の人々 54.8% (114件)
3 小山市外の人々 15.9% (33件)

○特にどのような人が集まる施設等にするのか

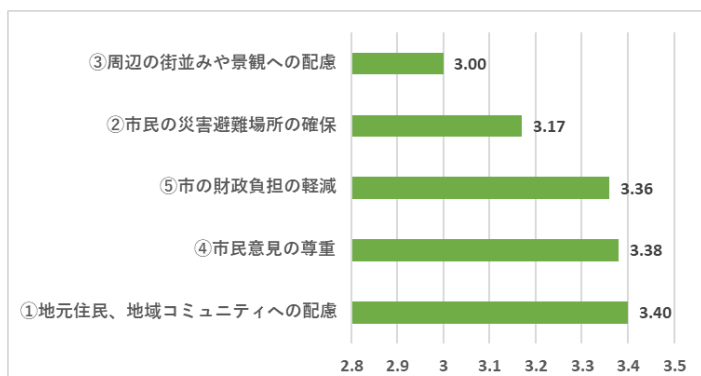
- ・回答者全体、網戸地区ともに、「2 小山市内の人々」のための施設等という回答が多かった。
【回答者全体:52.5%、網戸地区:54.8%】

- (2) 網戸小学校の跡地利用に関する留意点

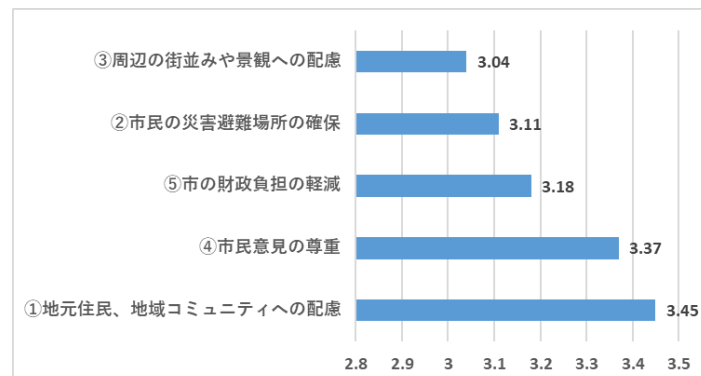
※①～⑤のすべての設問について、「留意すべき、どちらかと言えば留意すべき、どちらかと言えば留意しなくてもよい、留意しなくてもよい」の4つの間隔尺度から一つを選んでもらった。

「留意すべき:4、どちらかと言えば留意すべき:3、どちらかと言えば留意しなくてもよい:2、留意しなくてもよい:1」とし、各設問の平均点を求めた。

(回答者全体)



(網戸地区)



○跡地利用に関する留意点について

- ・回答者全体、網戸地区ともに、「①地元住民、地域コミュニティへの配慮」を留意すべきという意向が最も強かった。【回答者全体:3.4、網戸地区:3.45】
- ・網戸地区では、「⑤市の財政負担の軽減」を留意すべきという意向が、回答者全体より点数が低かった。
【回答者全体:3.36、網戸地区:3.18】

(3) 自由記述(例)

(回答者全体)※網戸地区を除く

- ・高齢者や子どもの居場所を作してほしい。
- ・交通の便が良いところではないと感じたので、日頃より人を集める施設ではない利用。
- ・維持管理が不要となる方向で進めるべき。
- ・複合施設にしてほしい。(外から人が集まる施設:BBQ 場、農産物直売所、学校跡地を生かした映えスポット等)
- ・水害等が不安。防災対策を強化してほしい。
- ・コウノトリの資料館等、市外から人を呼ぶことができる施設。
- ・民間を導入する場合は、しっかりと調査してほしい。
- ・太陽光パネル等はやめてほしい。
- ・網戸小の卒業生の気持ちを考慮し、記念碑等を作してほしい。
- ・浸水想定区域、市街化調整区域である。市民からの税金で事業を行うのであれば、立地の悪い場所への施設整備はやめてほしい。
- ・今後学校跡地が増えていくことを考慮し、立地が悪いところ等、むやみに活用をしないでほしい。

(網戸地区)

- ・閉校した後の雑草の管理について不安がある。
- ・生井出張所の移設を希望する。
- ・高齢者が多い網戸地区の交通の便を良くしてほしい(バス等)。
- ・網戸の出身者が戻ってきたくなる施設(若い人が帰ってこない)
- ・人が集まることのできる施設。
- ・子どもが遊べる場所が少ない。
- ・フリースクールや資料保管庫など市で施設の基礎を整えた上で、市民団体等が活動できる場を提供する。
- ・複合施設で人が集まるような場所。
- ・災害に強い RC 構造で地域の避難所として使用。
- ・浸水想定区域のためのものを保存するのは向いてない考える。
- ・市民農園、市民プール、キャンプ場。
- ・防災資料を展示し、災害対策を学ぶことのできる施設。

(Ⅲ) 網戸小学校跡地利用先行事例視察

1. 概要

日時: 令和6年11月18日(月) 午前9時00分から午後4時00分

参加者: 委員7名、教育総務課3名

場所

(1) スマイルクラブ野口(旧野口小学校: 日光市)

施設の概要: 学童保育、ジム、カフェラウンジ、ビアガーデン、校庭の開放、体育館、教室等の貸出

(2) 西真岡こどもクリニック(旧東沼小学校: 真岡市)

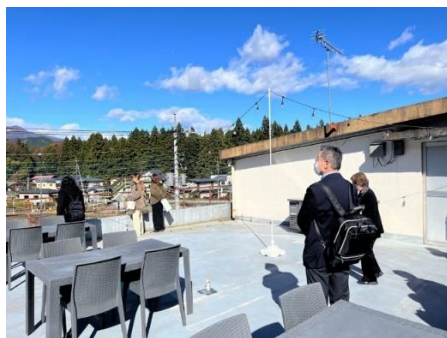
※真岡商工会議所で西真岡こどもクリニック職員の膝附先生(元羽川小校長)よりフリースクール事業、旧東沼小の跡地利用について講話をしていただきました。

2. 視察の様子

(視察の様子)



(スマイルクラブ野口: カフェラウンジ)



(スマイルクラブ野口: 屋上ビアガーデン)



(西真岡こどもクリニック膝附先生の講話)



(旧東沼小学校: フリースクール予定地)

(IV)【網戸小学校跡地利用検討懇話会】各委員からの具体的な跡地利用案(第3回懇話会)

回答者名	①利用内容・事業内容	②利用者・対象者			③利用の目的
		地域住民	市民	市外	
委員A	土地、施設が広いので分割した利用 (機能) ・フリースクール等の「子どもの居場所」 ・高齢者等の地域の方の活動拠点(いきいきふれあい活動など地域で活動している団体等) ・2Fは利用状況に応じて博物館の倉庫 ・校庭等にスケートボードパーク、BMXパーク ・体育館はスポーツ団体の利用や高齢者の健康づくりの場	○	○	○ (高齢者は除く)	・学校に行けない子どもたちの居場所 ・地域の方がふれあえる場、子どもたちとのコミュニティの場 ・出土品など浸水想定地域でも置いておける、濡れても大丈夫なものの保管場所 ・市内に少ない、若者が利用できる場所
委員B	・幅広い世代が利用できるような複合型施設 (機能) ・児童館のような乳幼児も利用できる場 ・子どもの遊び場(学校帰りに体育館で遊んだり、教室でゲーム) ・ランチルーム、図書館等を食堂(カフェ) ・高齢者が気軽に立ち寄れる場所	○	○	△	幅広い世代が利用でき、地域の人(子どもから高齢者まで)が交流できる場所
委員C	(機能) ・フリースクール ・子どもが遊べたり、運動できる施設 ・映画や音楽鑑賞ができる施設 ・カフェ(軽食のできる場) ・床屋 ・フリーマーケット ・ジム(家庭で使わなくなった簡易的な器具の持ち込み) ・農産物直売所 ・年配者が遊べる場所 ・グラウンドゴルフ、BBQができる場所	○	○	○	・不登校の子どもの居場所 ・スクールバスでの登校となる児童の拠点、遊べる場所 ・大人も子どもも楽しめる(映画、音楽鑑賞、囲碁、将棋、パドミントン等)施設 ・使わなくなったものを持ち寄って譲り合える場 ・B級品の農産物を扱える場
委員D	網戸コミュニティセンター (機能) ・子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる学び舎(フリースクール、学童、シルバー大学の簡易版) ・運動施設 ・シルバーサロン(気軽に、自由に使用できる。カラオケ、将棋、運動)	○	△	×	・しらさぎ館の機能の補完 (施設の利用については抽選で決まるため、利用できないときがある)
委員E	(機能) ・フリースクールのような子どもの居場所 ・子どもや高齢者が交流できるコミュニティ施設 ・校庭をマルシェ等のイベントで使用 ・校庭にナイター設備を整備し、社会人(仕事終わり)の運動の場	○	○	△	・不登校の子どもが増えている現状を踏まえ、学校以外の子ども居場所づくり ・子ども、高齢者が交流
委員F	(機能) ・フリースクール ・高齢者のデイサービス ・カフェ、レストラン ・子ども食堂 ・文化財の保存施設	○	○	○	・不登校の子ども、外国籍の子どもの居場所 ・網戸地区の高齢化が顕著なため、身近な場所にデイサービス機能必要 ・地域の人々が気軽に集まって交流できる場所 ・パステルのような地域だけでなく、市外からも人が集まるカフェ、レストラン ・調理室を利用し、子ども食堂で貧困家庭の支援 ・小山市の貴重な文化財を保護するため。
委員G	・小学生～大学生を対象とした学習・スポーツのための合宿所 (機能) ・宿泊施設、飲食施設併設 ・学習施設は勉強合宿、遊水地の環境学習、農泊に利用 ・スポーツ施設は体育館、校庭を活用、プールを改修しスケートボードパーク等にも活用 ・ジョギング、散歩の休憩場所としても利用	○	○	○	・地域の方の協力のもと運営できる施設 ・校舎等が広いいため、分割した利用
委員H	・幅広い世代または地域の方々が利用できる施設 ・子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる場所 ・運動ができる場所(子ども:野球、サッカー等、高齢者:グラウンドゴルフ等) ・体育館、校庭を地域の人に開放 ・フリースクールのような子どもの居場所 ・校舎等が広いいため分割して利用	○	○	○	・地域の方がふれあう場所 ・大人から子どもまで楽しめる場所 ・不登校の子どもたちの居場所

(当日欠席した委員の意見)

委員I:委員Bと同じ意見

④収益性	⑤運営方法	⑥維持管理費・運営費	⑦附帯意見
△ (フリースクール)	・NPO法人等の民間運営(可能であれば医療との連携) ・現在のいきいきふれあいセンターなまいと同様の運営 ・公園として市の管理 ・利用団体	・市の助成を利用しながら、民間事業者が運営費を賄う。 ・活動団体の負担 ・市の負担	・避難所として利用 ・除草、建物の維持管理は市の管理だけでなく、地域でも協力(自治会やボランティア) ・体育館の貸出 ・生井地区に消防団が2つ(下生井、網戸)があるが、なり手不足のため1つにまとまる可能性がある。その時の詰所として網戸小跡地が候補地になる可能性がある
△ (カフェ等で収益を得る)	地域住民及び民間事業者での運営	収益は難しいため、市の負担	・避難所 ・跡地利用が決まるまで体育館、校庭の開放 ・雑草対策等、なるべくきれいな状態を保ってほしい
△	市、地域住民、民間事業者(NPO等)	市の負担	・避難所 ・跡地利用が決まるまで体育館、校庭の開放 ・オーバスの運行(網戸地区)
×	基本は市が運営をするが、一部自治会で運営を行う	基本は市が負担、使用料など一部を利用者が負担	・避難所 ・地域の人がいつでも利用できるスペース ・校庭を子どもたちの放課後の遊び場、高齢者の健康増進に利用
△ (フリースクールの利用料)	フリースクールについては民間事業者が運営	基本は市が負担、使用料など一部を利用者が負担	・イベントなどで利用できる ・雑草等が増えないよう、跡地利用までの貸出
×	基本は市が運営、必要に応じてNPO、地域の人、民間事業者の力を借りる (フリースクールであれば、退職教員や地域で技能を有してるか、学生の有償ボランティアで運営)	基本は市が負担、一部の機能(デイサービス)等については民間事業者が負担	・体育館の開放(早期に) ・オーバスの網戸地区での運行 ・網戸地区に地域外から人が集まり活気が出る施設
△	・民間事業者の活用 →サウンディング調査を実施 ※民間の活用が見込まれない場合は指定管理者等を活用	施設の収益及び指定管理料	・避難所 ・飲食施設にカフェ機能を備え、外部利用ができ、地域コミュニティ施設として利用できる ・施設の開放
△	市の負担	—	・避難所 ・雑草対策等きれいな状態を保ってほしい

(V)【網戸小学校児童保護者対象】網戸小学校跡地利用アンケート結果

1. 実施時期及び回答方法

実施時期: 令和6年12月25日～令和7年1月5日

回答方法: インターネットから回答

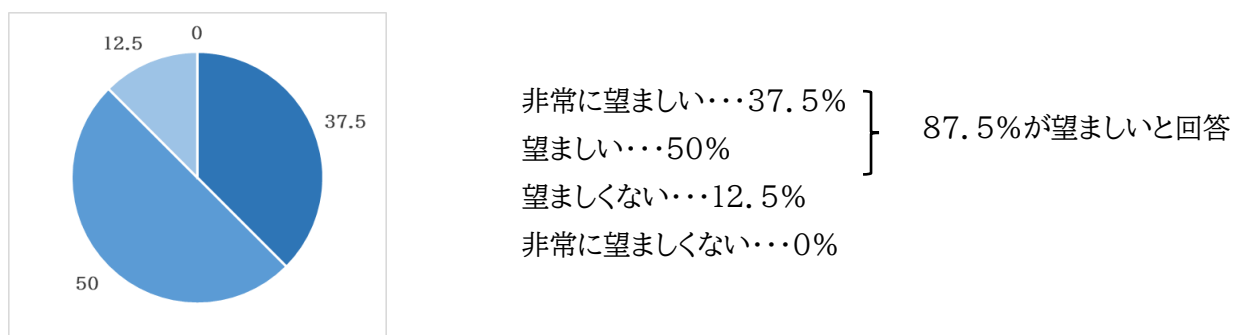
2. 対象者及び回答者数

対象: 網戸小学校児童保護者(21世帯)

回答者: 8名(回答率: 38.1%)

3. アンケート結果

(1) 網戸小学校跡地について、学校施設が広いことから、一つの利用にとらわれず複合的な利用が想定されます。跡地利用が複合的な施設になることについて回答欄からあなたの考えを1つお選びください。

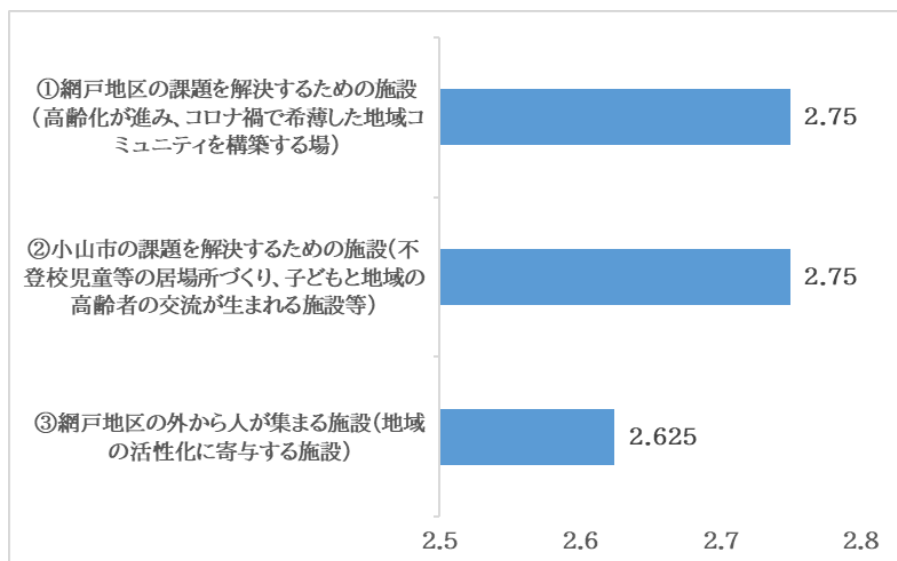


(2) 網戸小学校跡地利用の目的について

※①～③のすべての設問について、「非常に望ましい、望ましい、望ましくない、非常に望ましくない」の4つの中から一つを選んでもらった。

「非常に望ましい: 4点、望ましい: 3点、望ましくない: 2点、非常に望ましくない: 1点」とし、各設問の平均点を求めた。

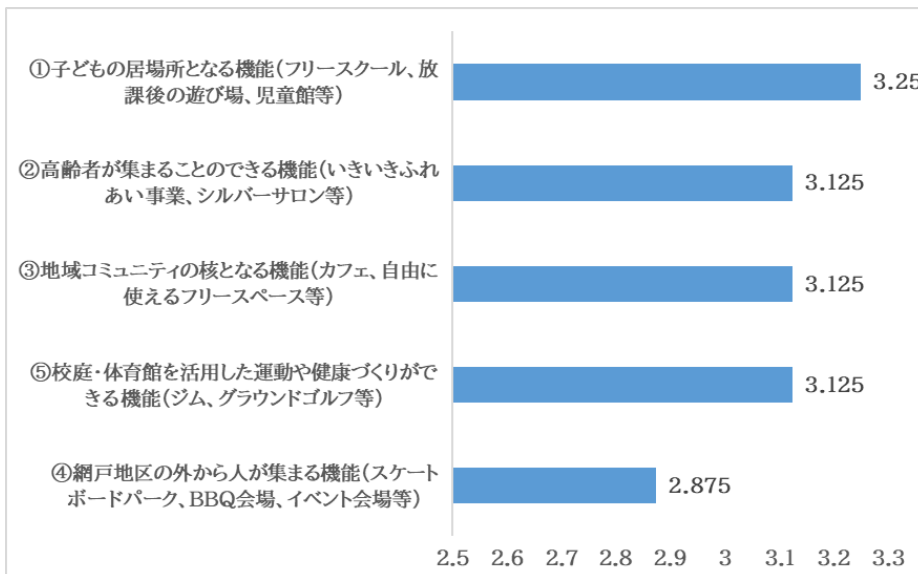
2.5点より大きければ「望ましい」とする傾向にあると考えられます。



(3) 網戸小学校跡地利用の機能について

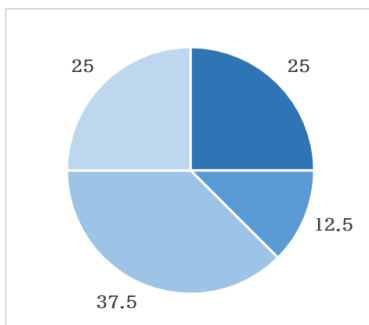
※①～⑤のすべての設問について、「非常に望ましい、望ましい、望ましくない、非常に望ましくない」の4つの中から一つを選んでもらった。

「非常に望ましい：4点、望ましい：3点、望ましくない：2点、非常に望ましくない：1点」とし、各設問の平均点を求めた。2.5点より大きければ「望ましい」とする傾向にあると考えられます。



(4) 網戸小学校跡地利用に附帯する機能について

① 避難所としての継続利用



非常に望ましい・・・25%

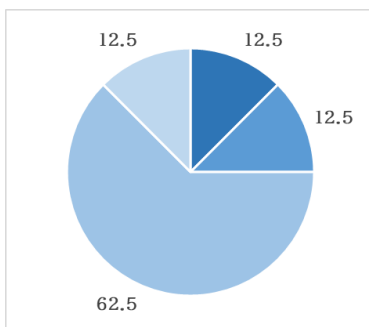
望ましい・・・12.5%

望ましくない・・・37.5%

非常に望ましくない・・・25%

62.5%が望ましくないと回答

② 文化財(水害時に濡れても大丈夫な埋蔵品等)の保管場所(行政倉庫)



非常に望ましい・・・12.5%

望ましい・・・12.5%

望ましくない・・・62.5%

非常に望ましくない・・・12.5%

75%が望ましくないと回答

(5) 網戸小学校跡地利用に係る自由意見

・グラウンドを野球、サッカー、グラウンドゴルフなどで利用できれば自然と雑草対策になるのではないかと思います。グラウンドにナイター設備を整備するという案は、昼間利用できない世代の利用にも繋がり、幅広い世代が網戸小跡地を利用できるのでいいと思います。

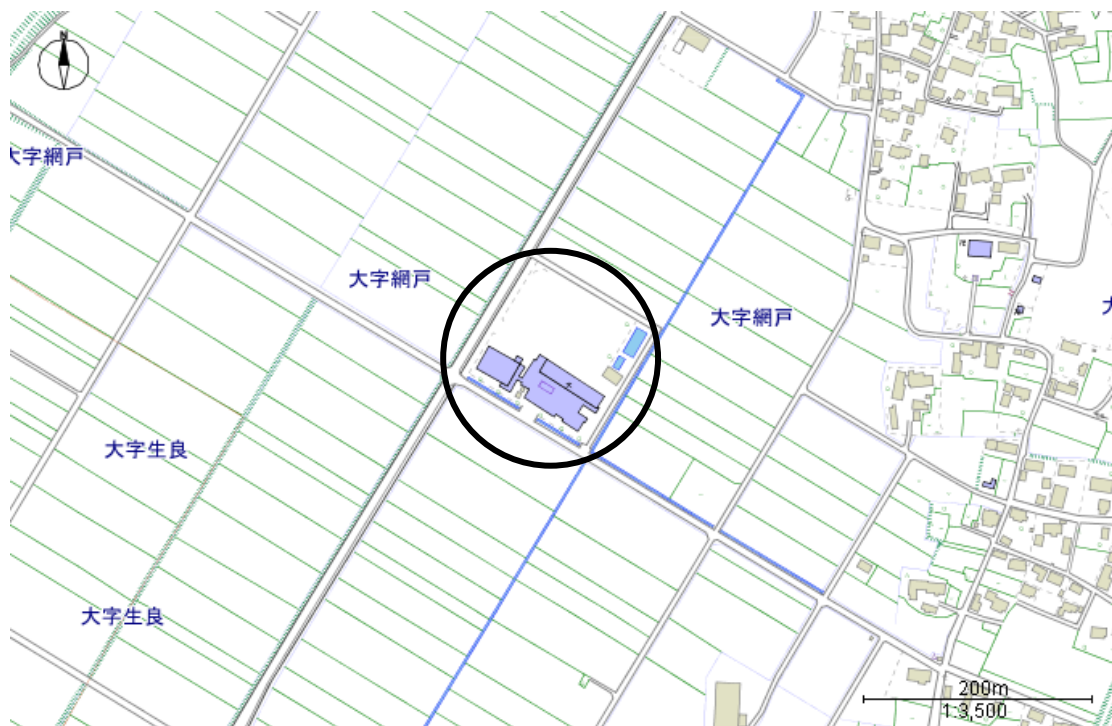
・水没する所に、施設をつくるのはどうかと思う。高台にして車などの避難所とかが望ましい。

(VI)網戸小学校の基礎情報

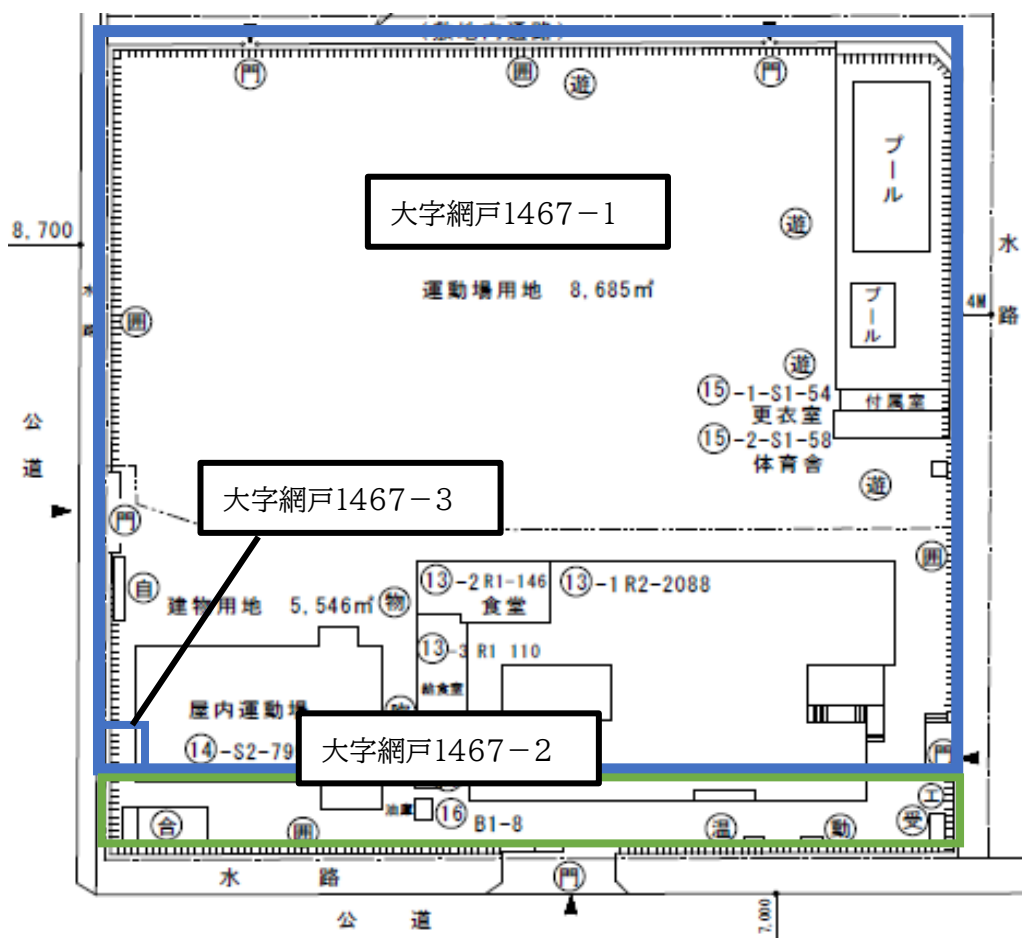
1. 土地、施設等の概要

(土地の概要)		
住所	栃木県小山市網戸1514	
土地面積	14,231 m ² (運動場用地・・・8,685 m ² 、建物用地・・・5,546 m ²)	
所有権	小山市	
地目	大字網戸1467－1・・・田 大字網戸1467－2・・・雑種地 大字網戸1467－3・・・田	
区域	・市街化調整区域 ・浸水想定区域(想定される浸水深5～10m)	
(施設の概要)		
校舎	建築年度	1984(昭和59)年度(経過年数40年)
	構造	RC 構造(鉄筋コンクリート構造)
	階層	2 階建
	延床面積	2,314m ²
	耐震構造	新耐震基準建築物
体育館	建築年度	1984(昭和59)年度(経過年数40年)
	構造	S 構造(鉄骨構造)
	階層	2 階建
	延床面積	799m ²
	耐震構造	新耐震基準建築物
付帯施設等 (更衣室・ 体育舎)	建築年度	1984(昭和59)年度(経過年数40年)
	構造	S 構造(鉄骨構造)
	階層	平屋建
	延床面積	120m ²
	耐震構造	新耐震基準建築物
プール	建築年度	1984(昭和59)年度(経過年数40年)
	規模	25m×11m＋小プール60m ²
(施設利用)		
避難所	体育館、図工室(2階)、家庭科室(2階)	
投票所(選挙)	体育館	

2. 周辺位置図



3. 施設配置図



4. 開発基準等の条件等の整理について

網戸小学校跡地は、市街化調整区域内にあり、跡地利用について「学校」以外の施設利用になる場合は、改めて開発許可を取得する必要がある、下記のとおり、立地する施設等につきましては、制限されます。

そのため、開発許可につきましては、検討を行っていく中で、その都度、慎重に確認を行う必要があります。

〈市街化調整区域とは〉

市街化調整区域は、豊かな自然環境を保つため、市街化を抑制すべき地域とされており、土地の開発や建物の建築、建物の使いみちなどが制限されています。

- 市街化調整区域内で原則立地不可の施設等
大規模商業施設、ホテル・旅館等
- 市街化調整区域内で立地の可能性のある施設
地域コミュニティ施設、公園、運動施設、社会福祉施設等

網戸小学校跡地利用検討懇話会 委員

【順不同・敬称略】

No.	役職	氏名	委嘱時の所属・役職	任期
1	会長	町田 哲男	生井地区自治会連合会会長 (藤塚自治会長)	令和6年度
2	副会長	小林 千枝子	作新学院大学名誉教授	令和6年度
3	委員	岡村 武夫	折本自治会長	令和6年度
4	委員	古河 珠絵	網戸小学校 PTA 副会長	令和6年度
5	委員	古河 仁美	網戸小学校 PTA 副会長	令和6年度
6	委員	町田 一枝	網戸小学校学校運営協議会	令和6年度
7	委員	岡部 正明	思川西部土地改良区理事	令和6年度
8	委員	井上 悟	小山市おもいがわ商工会青年部部員	令和6年度
9	委員	篠崎 佳之	小山市議会議員	令和6年度

小山市学校跡地利用検討懇話会設置要領

(設置)

第1条 学校跡地利用基本方針(令和4年6月小山市教育委員会策定)に基づき、小山市立の学校の統合により生じる学校跡地の利用について、広く意見を聴取するため、小山市学校跡地利用検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(設置区分)

第2条 懇話会は、閉校した(予定を含む。以下同じ。)学校について設置するものとし、当該学校及び懇話会の名称は、次の表のとおりとする。

閉校した学校	懇話会の名称
小山市立網戸小学校	網戸小学校跡地利用検討懇話会

(所掌事務)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について、懇談し、提言するものとする。

- (1) 学校跡地の利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校跡地の利用に関し必要な事項

(組織等)

第4条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 自治会その他地域関係組織の関係者
- (2) 経済関係組織の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 市議会議員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項各号の要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会長の職務等)

第7条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会務を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 懇話会は、特に必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、小山市教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月5日から施行する。